

子ども・子育て支援新制度の各種基準に関する条例（素案）について

1. 概要

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月22日に公布され、市町村が事業の実施に必要な設備及び運営の基準を条例制定することとなり、その条例（素案）をとりまとめるものです。

2. 帯広市が条例を制定する基準

国の基準	条例案
(1) 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」関連 (児童福祉法の一部改正) ・家庭的保育事業等の運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)	(仮称)帯広市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(2) 「子ども・子育て支援法」 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)	(仮称)帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例を定める条例
(3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 (児童福祉法の一部改正) ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)	(仮称)帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

3. 条例制定に関する基準類型

【従うべき基準】

条例内容を拘束する、必ず適合しなければならない基準です。

ただし、地域の実情に応じて基準を上回る内容を定めることが許容されています。

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

- ①保育所等との連携、②他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、
- ③利用乳幼児を平等に取り扱う原則、④虐待等の禁止、⑤懲戒に係る権限の濫用禁止、
- ⑥食事、⑦食事の提供の特例、⑧秘密保持等、⑨設備の基準(調理設備)、⑩職員、⑪保育の内容、
- ⑫小規模保育事業の区分、⑬居宅訪問型保育事業、⑭居宅訪問型保育連携施設、
- ⑮食事提供の経過措置、⑯連携施設に関する経過措置、
- ⑰小規模保育事業B型に関する経過措置、⑱利用定員に関する経過措置

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

- ①利用定員、②内容及び手続の説明及び同意、
- ③利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等、
- ④あっせん、調整及び要請に対する協力、⑤利用者負担額等の受領、
- ⑥特定教育・保育の取扱方針、⑦支給認定子どもを平等に取り扱う原則、⑧虐待等の防止、
- ⑨懲戒に係る権限の濫用禁止、⑩秘密保持等、⑪事故発生の防止及び発生時の対応、
- ⑫特別利用保育の基準、⑬特別利用教育の基準、⑭特定保育所に関する特例、
- ⑮施設型給付費等に係る経過措置、⑯利用定員に関する経過措置、⑰連携施設に関する経過措置

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

- ①職員、②職員の経過措置

【参酌すべき基準】

地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されます。

●3基準

上記以外(苦情への対応、運営規程、衛生管理等)

4. 条例(素案)の基本的な考え方

児童の処遇等、必要な保育の質の確保を図ったうえで、地域実情を踏まえた基準を制定することが重要であることから、次の点に留意し、条例内容を定めます。

- 各教育・保育施設及び各事業が現在適切に実施している基準を踏まえて新制度に対応した基準を府省令としていることから、条例の内容は府省令内容を基本とします。
- 帯広市の地域特性のほか、関係団体、市民等の意見を踏まえ、保育の質を確保するよう内容を定めます。

5. 各条例（素案）の概要

①「帯広市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（素案）の概要

●家庭的保育事業等の種類と類型

- ・家庭的保育事業（保育者の居宅等において保育する。利用定員5人以下。）
- ・小規模保育事業（保育施設において保育する。利用定員6人以上19人以下。）
- ・居宅訪問型保育事業（保育を必要とする子どもの居宅において保育する。）
- ・事業所内保育事業（企業等が従業員の子どものほか、地域の子どもの保育する。）

※保育する児童は主に0～2歳児

○総則

- ・事業者の一般原則、保育所等との連携、衛生管理、食事の提供、健康診断、運営規程

○設備

- ・乳児室又は保育室の面積、遊戯室の面積、調理設備等

○職員

- ・保育する者の資格、調理員の配置

<独自基準>

- ・自然災害及び暴力団排除の項目を追加するほかは、特に設けない。

項目	国の基準	市の基準
非常災害対策	非常災害に必要な設備を設け、災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をすること。	国の基準に以下を追加する。 非常災害の対策には、地震災害、風水害その他の自然災害も含むものとする。
暴力団排除	なし	暴力団員の支配を受けること、または密接な関係を有することをしてはならない。

※ただし、家庭的保育者については、保育士以外を「市長が認める者」として規則で有資格者に限定する。

②「帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（素案）の概要

- 市町村は幼児期における教育・保育施設や事業の利用定員や運営基準を満たしていることを確認した教育・保育施設や地域型保育事業で子どもが教育・保育を受けた場合に、保護者が支払うべき額を限度として施設型給付・委託費や地域型保育給付費を給付する。

○総則

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の一般原則、利用定員等

○運営基準

- ・手続きの説明及び同意、受給資格者等の確認、支給認定の申請に係る援助
- ・小学校等との連携、利用者負担額の受領、特定教育・保育の取扱方針
- ・運営規程の整備、帳簿の整備

<独自基準>

- ・暴力団排除の項目を追加するほかは、特に設けない。

項目	国の基準	市の基準
暴力団排除	なし	暴力団員の支配を受けること、または密接な関係を有することをしてはならない。

③「帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（素案）の概要

●放課後児童健全育成事業を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、市町村以外の者は市町村に届け出る。

○総則

・放課後児童健全育成事業の一般原則、非常災害対策

○設備基準

・遊び及び生活の場としての専用区画、面積

○運営基準

・放課後児童支援員の資格要件、支援員の配置数、衛生管理、運営規程等

<独自基準>

・自然災害及び暴力団排除の項目を追加するほか、次のとおりとする。

項目	国の基準	市の基準
非常災害対策	非常災害に必要な設備を設け、災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をすること。	国の基準に以下を追加する。 非常災害の対策には、地震災害、風水害その他の自然災害も含むものとする。
暴力団排除	なし	暴力団員の支配を受けること、または密接な関係を有することをししてはならない。
従事する者	次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したもの。 ・保育士 ・幼稚園、小学校、中学校、高校等の教諭となる資格を有するもの ・社会福祉士 ・高校卒業者等で2年以上児童福祉事業に従事したもの ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業したもの など	次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したもの。 ・保育士 ・幼稚園、小学校、中学校、高校等の教諭となる資格を有するもの ※経過措置を設ける。
開所日数	年間250日以上	年間290日以上

※職員数、児童の規模、施設・設備について、経過措置を設ける。

6. 規則へ委任

国の基準を基に、内容が詳細な条項、基準の特例等について規則へ委任します。

7. 今後のスケジュール

平成26年9月 帯広市議会定例会へ各条例（案）提案

平成27年4月1日 条例施行予定（子ども・子育て支援法施行日）